

東広島市教育委員会定例会（令和7年7月）議事録

1 日 時 令和7年7月28日（月）午後4時00分～午後4時25分

2 出席者

(1)教育長 市場教育長

(2)委 員 京極教育長職務代理者、島本委員、棚橋委員、柏崎委員、正司委員

(3)事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、神笠教育監、武上学校教育部次長兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹橋学事課長、徳満指導課参事、今井指導課参事、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

福光生涯学習部長、神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長、大内スポーツ振興課長、手島生涯学習部次長兼文化課長、坂木青少年育成課長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

(4)書 記 大石主任主事

3 場 所 本館3階 303会議室

4 議 題

(1)報告事項

報告第36号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

報告第37号 東広島市立図書館及び高屋情報ラウンジの運営について

報告第38号 東広島市文化財保存活用地域計画の認定について

(2)その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後4時

○ 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和7年7月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と棚橋委員でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

教育長職務代理者の指名の報告

○ 市場教育長：はじめに、渡部和彦先生が務められておりました教育長職務代理者につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第2項の規定に基づき、令和7年7月1日付で京極秀樹先生を新たに指名しましたので、報告をします。

京極委員から一言お願いいいたします。

- 京極教育長職務代理者：教育長職務代理者を拝命いたしました、京極でございます。教育委員を10年くらいやらせていただいていると思うのですが、十分な貢献ができていないような気がしますけれども、また渡部前委員のように中々十分な意見が言えないかもしれませんが、できるだけ東広島の教育に貢献していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。
- 市場教育長：ありがとうございました。
それでは、本日の会議の進行でございますが、すべて公開で行いたいと思っております。委員の皆さんの意見を伺いたいと思っております。
いかがでございますでしょうか。
それでは、すべて公開とすることに決定します。

報告第36号 東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

- 市場教育長：それでは、報告事項からですが、報告第36号東広島市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。
- 鷹橋学事課長：報告資料の1ページをご覧ください。1の目的でございます。文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料の令和7年度版の様式が改正されたことに伴いまして、本市の様式も変更したものでございます。
資料にはございませんが、この就学奨励費につきまして少しご説明をさせていただきます。この就学奨励費というものは、障がいのある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するために行う支援のことです。上限はございますが、実費の2分の1を支給するというものです。その2分の1については国庫補助でございます。支給対象は、東広島市に住所を有し、東広島市内の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者。それから、通常の学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者でございます。
支給費目につきましては、新入学学用品費、学用品費、給食費、修学旅行費、通学費等がございます。このうち、世帯収入によって支給額が変わるものもございまして、この度の項目は、世帯収入の控除の仕方が変更されたため、本市においてもこれに合わせて改正するというものでございます。
2 主な改正の概要につきましては、(1)従来 of 社会保険料、生命保険料及び地震保険料に加えて、新たに、小規模企業共済の掛金、企業型年金の掛金、個人型年金の掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金及び雑損控除の額が控除可能となったこと、(2)性別欄の削除及び本人同意欄の新設です。
3 施行日は令和7年6月17日。
2 ページが新しい様式でございます。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
ほかにはありませんか。

報告第37号 東広島市立図書館及び高屋情報ラウンジの運営について

- 市場教育長：次に、報告第37号東広島市立図書館及び高屋情報ラウンジの運営について、説明をお願いいたします。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：続きまして、生涯学習課から、東広島市立図書館及び高屋情報ラウンジの運営についてご説明させていただきます。ページ数3ページでございます。具体的には3つございまして、図書館の今後の運営方針、それから高屋図書館の開館時間拡大の試行、それから3つ目、自習利用を可能とする閲覧優先席の試行導入ということでこの3点につきまして説明させていただきます。

まず、1の図書館の今後の運営方針についてでございます。現状と課題でございますが、モノの豊かさによりまして心の豊かさを求める価値観の変化やコミュニティの希薄化などによりまして社会情勢が複雑化する中、図書館には多様で柔軟な役割の発揮が期待されております。また、図書館の基本的な指針といたしましては、図書館サービス計画を策定しておりますが、第五次東広島市総合計画後期基本計画を踏まえまして、あらためて本市におけます目指す図書館像を体系化する必要がございます。

こうしたことから、本市のこれからの図書館像といたしまして、目指す図書館像ですが、図示していますとおり、Well-being Libraryをコンセプトとして市民の幸福感の向上に資する図書館を目指すことといたしました。またこのコンセプトに基づく具体的な展望といたしまして、①から④にございますように、教育機会を豊かにする図書館、②快適な居場所となる図書館③交流の場となる図書館④地域とつながる図書館の4つの方向性を掲げることといたしております。

次に(3)今後の図書館の管理運営の形態でございます。東広島市立図書館は現在の第2期指定管理期間が本年度が最終年度となることから、令和8年度以降も、指定管理を継続することとし、公募によりまして事業者を選定いたします。

4ページでございます。(4)の指定管理の対象施設ですが、現在指定管理を行っております7館に加え、高屋図書館を含む高屋情報ラウンジも一体的に指定管理の対象とし、図書館の指定管理者と地域活動団体との連携によりまして地域振興を図ることとしております。(5)の指定管理業務の概要についてでございますが、アの運営の充実につきましては、先ほど述べました4つの運営の方向性にそれぞれ対応する業務の区分と取組内容の表を掲載しております。また維持管理につきましては、予防保全の推進や自主事業の拡充などによりまして効率化を図ることとしております。(6)次期指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。(7)今後のスケジュールですが、本日の教育委員会定例会に報告した後に8月上旬から公募を開始し、10月の選定審

査を経て令和7年第4回定例会に議案の提出を予定しているところでございます。

続きまして5ページでございます。次に、2の高屋図書館の開館時間拡大の試行についてでございます。高屋図書館と交流センターの複合施設でございます高屋情報ラウンジにおきまして、開館時間の拡大を試行的に実施するものでございます。具体的な内容といたしましては、(2)の表左側上段に示します高屋図書館の現行の開館時間を、下段の交流センターの開館時間の7時半から20時までに合わせて、図の右側水色の時間を拡大するものでございます。(3)スケジュールでございますが、今月中に周知や調整等の準備を行いまして、8月と9月のこの2か月に試行的に実施し、この間に利用実態を検証しまして、10月以降の継続につきまして判断することとしています。

続きまして6ページでございます。3自習利用を可能とする閲覧優先席の試行導入についてでございます。これは図書館におきまして持込資料によります自習を可能とする運用を試行的に導入するものでございます。(2)の内容でございますが、図書館全8館の閲覧席を閲覧優先席とすることで、図書を閲覧する方の利用機会を確保しつつ、座席に余裕がある場合におきましては自習利用を可能とするものでございまして、中央図書館の読書活動室の運用についても同様とさせていただきます。(3)のスケジュールでございますが、今月中に調査や準備を行いまして、自習利用のニーズが高まります8月に試行的に運用しつつ席の稼働率や運用上の課題を検討し、9月に正式導入を判断することとしております。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 京極教育長職務代理者：これまで稼働率はよく聞いていたのですが、課題や問題点はないのでしょうか。これから出てくるんであらうと思いますけれども。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：これとってラウンジについて大きな課題はございませんが、特に貸出用のボックスがあるんですが、こちらは稼働率が高すぎて中々利用が十分にできていないところがございます。こういったところをどのように改善するかというのが課題と認識しております。
- 京極教育長職務代理者：ありがとうございます。図書の稼働率がいいというのはとても嬉しいことだと思います。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。
- 島本委員：ありがとうございました。いくつかの図書館があるんですが、広くたくさんの人に読んで欲しいというのはあると思いますがどんな人をターゲットにしているか特徴があればそれぞれ教えてください。
- 神笠生涯学習部次長兼生涯学習課長：特に高屋情報ラウンジにつきましては、選書の段階におきまして、地元の中学生、高校生に図書館サポーターとして入っていただいて本を選んでもらっているということがありますので、中学生、高校生をタ

ターゲットとしています。加えて、例えばサンスクエアにつきましても、中学生、高校生をターゲットとしているところではございます。中央図書館につきましても、広く対象を考えておりますので、子どもから大人までを考えております。河内図書館につきましても、河内こども図書館ということで、小学生等を対象としているところではございます。以上です。

- 島本委員：ありがとうございます。先立って、孫と一緒に河内の図書館に行ったのですが、高齢者の方がすごく図書館を利用されておりました。料理の本も多く、椅子をたくさん準備しているとおっしゃっていましたが、高齢者の方が図書館に行くのも素敵だなと思うので進めていただけるとよいなと感じました。
- 福光生涯学習部長：ご質問ありがとうございます。市内の図書館の利用者なんですが、コロナ禍で利用者数が大きく減りまして、コロナが終わった後に回復傾向にはあるものの、戻りきっていないのが現状でございます。こうした中で多くの方で図書館を利用していただくためには、新たにどのような価値を提供すればよいのだろうかということを考えてみました。目指す図書館像の中で4つの方向性と書きましたけれども、従来は①教育機会を豊かにする図書館ということで読書の価値の向上に努めてまいりましたが、例えば居場所や、子どもたちのサードプレイスと言うんですかね、そういったものや、地域との交流ができるような図書館ということで、新たな利用者を広げることによって利用者の増加に繋げて参りたいと考えております。
- 市場教育長：そのほかにはございませんか。

報告第38号 東広島市文化財保存活用地域計画の認定について

- 市場教育長：次に、報告第38号東広島市文化財保存活用地域計画の認定について、説明をお願いいたします。
- 手島生涯学習部次長兼文化課長：報告第38号東広島市文化財保存活用地域計画の認定について説明させていただきます。

去る7月18日に、本計画が文化庁の認定を受けましたので、報告するものでございます。

本市にはすでに平成29年度に策定した歴史文化基本構想がございますが、文化財保存活用地域計画は、これを包含したものでございます。認定を受けることによりまして、今後、国庫補助事業における補助率の加算や優先採択等の優遇などの特例措置を受けることができることとなります。具体的な内容につきましては、あらためて次のページの、文化庁が認定に当たって各自治体に作成を求めている計画の概要を示す資料で説明させていただきます。

まず、計画期間ですが、令和7年度～16年度になります。次に、左下の指定等文化財件数一覧でございますが、令和7年3月現在の総数が229件となっております。表の一番左列の下から4番目「記念物」－「遺跡（史跡）」の欄がございますがそのうち、一番左の「国指定・選定」が“4”となっております。先史

時代の三ツ城古墳、古代の安芸国分寺跡、中世の鏡山城跡、近世・近代の西条酒蔵群の4つでございます。先史時代から近代の各時代を代表する大規模な遺跡が存在し、国の史跡に指定されているのは大きな特徴ではないかと考えております。

次に、右の「歴史文化の特性」でございます。本市は江戸時代に安芸国最大の穀倉地帯が形成されていますが、それに至る歴史的経緯や自然環境から多様なストーリーが分岐しており、それを踏まえ「安芸国最大の穀倉地帯」を大テーマとし、さらに文化財、並びにそれらを生み育んだ自然的・地理的環境、歴史的背景等を6つのテーマに分けて示したものでございます。

次のページをお願いします。次に、本計画では歴史文化の特性を踏まえ、関連文化財群を7つ設定いたしております。関連文化財群は、有機的なつながりをもつ個々の文化財とそれらを育んだ環境を1つのテーマのもとにまとめ、文化財の新しい魅力の発信につながるようなストーリーとしたものでございます。関連文化財群の概要と、緑色の文字で代表的な文化財を掲げておりますが、詳細は、後ほど本編でご確認いただければと思います。

次のページをお願いします。関連文化財群の7「近代の酒造りと吟醸酒の誕生」を説明したページでございます。冒頭で申し上げましたが、この資料は文化庁の指定フォーマットに従って作成しており、ここで7つの関連文化財群の中で、本市の最も特徴的なものと思われるものを採り上げております。概要ですが、明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎の発酵技術や佐竹利市の精米技術といった産業の基礎とともに、山陽鉄道開通に伴う大量輸送により、酒蔵が大規模化し、現在の西条酒蔵群の景観が生まれたというストーリーでございます。右農法をお願いいたします。この関連文化財群の課題として、西条酒蔵通り地区の景観の保護を挙げております。これに対し、右下の主な取組みですが、「社寺建築・近代化遺産等の指定・登録」により文化財指定・登録を継続していくとともに、下の2の63国指定文化財保存活用計画の作成により、文化財としての保存と企業活動の両立を図りながら、史跡化へ向け、保存活用計画を策定していくものでございます。

最後のページをお願いします。こちらは、本計画全体の施策体系を示したものでございます。本計画では本市の歴史文化の特性の大テーマ「安芸国最大の穀倉地帯」を踏まえ、豊かな歴史文化を、大切な“みのり”として享受し、守り、育み、東広島らしいまちづくりに活かすことを目指し、将来像を「歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島」としております。この将来像を実現するため、本計画では4つの基本的な方向性を設定し、各方向性ごとに、具体化を図るための方針並びに取組みを位置付けております。

方向性1の歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築くという調査・研究に関わる方向性は、文化財の把握に務め、さまざまな取組みにとっての基礎を作っていくものでございます。右端の取組みの例として、社寺建築等の基礎調査を

挙げております。文化財調査の中でも、1市5町による合併前の旧町で未実施となっている部分を既に実施している旧市に合わせて、充実させていきたいと考えております。

次に、2番目の保存・管理に関わる方向性についてです。取組みの例として文化財保存修理事業や指定等文化財の防災・防犯計画の作成を挙げており、所有者の修理の取組みを支援するとともに、今後文化財の防災・防犯についても取り組んでいきたいと考えております。

3番目の普及・活用・学習に関わる方向性についてです。取組みの例として市ホームページにおける文化財の個別解説の整備や市所有文化財でのユニークメニューの推進を挙げております。

最後4番目の組織・体制に関わる方向性では、取組みの例として文化財の保存と活用に向けた庁内外の連絡体制の充実を挙げております。ただいまご説明しました方針と取組みの詳細につきましては、本編の第5章東広島市の文化財の保存と活用に関する方針と取組みに詳細を掲載しておりますので後程ご覧いただければと思います。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員：中身のことでないのですが、文化財に指定されると看板が設置されますよね。東広島市教育委員会と書いてあると思いますが、色が褪せていたり、少し斜めになっていたりしているのを見ることがあります。掲示物について何年かに1回は修理したり点検をしたりすることはあるのでしょうか。
- 手島生涯学習部次長兼文化課長：指摘がある点でございまして、非常に苦慮しているところでございます。毎年度環境整備ということでそれぞれの文化財の所有者の方に少しではありますが謝金を払って整備をお願いしております。そうしたタイミングで、看板の不備等の情報も合わせて収集して、対応をできるような方向性で取り組んでいきたいと考えております。
- 島本委員：ありがとうございました。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。
次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：次回の定例会の日程でございまして、8月は28日木曜日15時から北館会議室201でお願いしたいと思います。次々回、9月につきましては、25日木曜日15時から調整をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。
それでは次回は、8月28日 木曜日 15時から、北館会議室201で決定しま

す。

次々回は、9月25日 木曜日 15時から、をご提案いたしましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしく願いいたします。

その他、事務局からありますか。

その他、委員の皆様からございますか。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、以上で会議を閉会いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時25分